

虐待防止マニュアル

(目的)

このマニュアルは、えーる合同会社が運営する放課後等デイサービスにおいて、虐待を未然に防止するための体制及び虐待が発生した場合の対応等を定め、児童の権利利益の擁護を目的とする。

(虐待の定義)

「虐待」とは、子どもを守るべき保護者（親や親に代わる養育者）や児童福祉施設従事者が子どもの心や身体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与える行為をいう。

身体的虐待	暴力や体罰によって身体に傷やあざ、傷みをあたる行為。正当な理由なく身体を拘束すること。
	【具体例】 ・平手打ちをする・殴る・蹴る・壁にたたきつける・つねる ・髪、耳、鼻などを強く引っ張る ・おやつ等を与えない ・引きずる、衣服をつかんで強制する等
心理的虐待	脅しや脅迫、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的、情緒的に苦痛を与えること。
	【具体例】 ・怒鳴る・ののしる・悪口を言う・仲間に入れない ・差別的に扱う ・子ども扱いする ・話しかけているのに意図的に無視する ・失敗等を嘲笑したり、それを話したり利用者に恥をかかせる 等
性的虐待	性的な行為やその強要（表面上は同意をしているように見えても、本心からの 同意かどうかを見極める必要がある）
	【具体例】 ・性交・性器への接触・性的行為を強要する ・裸にする・キスする ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する ・更衣やトイレ等の場面のぞいたり映像や画像を撮影したりする等
放棄・放任（ネグレクト）	食事や排泄、入浴、洗濯等身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや 医療や教育を受けさせない等によって、生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。
	【具体例】 ・体から異臭がするなど衛生状態が悪い

	<ul style="list-style-type: none"> ・ひどく空腹を訴え、栄養状態が悪化している ・必要な福祉サービスを受けさせない ・病気やケガをしても受診させない 等
--	--

（虐待における施設としての役割）

児童虐待防止法第5条には「児童福祉施設職員は児童虐待の早期発見に努めなければならない」と努力義務が課せられている。それを踏まえ、虐待やその兆しを発見しやすい立場にあることを自覚し、「虐待の早期発見」に努めなければならない。また、「虐待の発生予防」や「虐待が発生している家庭への援助」という役割も重要である。

① 虐待防止における体制の整備

- ・責任主体を明確にするため、虐待防止対応責任者を設置する 各事業所の管理者とする
- ・虐待防止委員会を設置し、定期的を開催する
- ・虐待防止チェックリストを活用し、利用者に対する支援の適否等について振り返りを行う

② 虐待の発生予防

- ・職員や保護者同士の交流を通じて、育児不安を和らげ助言・援助を行う
- ・風通しの良い職場づくりを行うと共に、職員研修などを通して知識・技術の向上に努める
- ・子ども一人ひとりの立場に立って考え行動する

③ 虐待の早期発見

- ・子どもの様子、家庭の様子への観察を怠らず、変化を見逃さないようにする
- ・虐待の可能性が疑われたら、速やかに虐待防止対応責任者へ報告する
- ・ヒヤリハットを活用した事例検討会を行い、情報の共有をする

④ 虐待が発生している家庭の援助

- ・虐待防止対応責任者と役割分担をし、チームとして対応する
- ・信頼関係を保持しながら、関係機関と連携して援助する。

【子どもへの対応】

- ・子どもの味方であることを伝え、安心感をもたせる
- ・気持ちや思いを十分に受け止め、子どもが愛されているという実感が持てるように関わる。

- ・自己達成感を通じて自信が持てるような機会をつくる
- ・子どもの安全を最優先に考え、見守りの中でかすかな変化が見られた場合、速やかに関係機関に連絡する

【保護者への対応】

- ・子育ての不安、悩み等について、共に考え気づきを援助する
- ・追及や避難をせず、追い詰めたりしない
- ・できるだけ、接触の機会を多くするように心がける
- ・関係機関との連携を行いながら、一緒に考えていく

(施設職員が留意すべき事項)

①職員一人ひとりの意識の重要性

- ・障害の程度等に関わらず、常に利用者の人格や権利を尊重すること
- ・職員は利用者にとって支援者であることを強く自覚し、利用者の立場にたった言動をこころがけること
- ・虐待に関する受け止め方には、利用者による個人差があることを認識すること

②基本的な心構え

- ・利用者との人間関係ができていないと、思いこまないこと
- ・利用者が職員の言動に対して虐待との意思表示をした場合は、その言動を繰り返さないこと
- ・虐待とみられる言動について、職員同士で注意を促すこと
- ・虐待と思われる言動等が職員にあった場合には、「虐待防止委員会」に報告する等の措置を講ずること

(発見・通報)

- ・虐待に気が付いた職員は、まずは虐待を受けている利用者の安全を最優先すること
- ・虐待の状況、利用者の様子を確認すること
- ・関係機関に連絡し、対応について協議する（虐待でないと認識できるまでは虐待事案として対応する）
- ・情報を共有し、支援に関わっている関係機関全体で対応していく